

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	やまびこ総合支援センター
委 託 業 務 名	大津市立やまびこ総合支援センター送迎バスの運行管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市馬場二丁目
概 要	やまびこ総合支援センター（以下「センター」という。）に通所する児童（保護者を含む）及び障害者の送迎を行うため、市有バス（以下「車両」という）の運行管理を行うとともに、車両の点検整備及び維持管理を一体的に行う。また、通常の送迎の他に別途定める回数の施設外支援の送迎を行うとともに、車両に故障等の緊急事態が発生した場合には代替車両による運行を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3 5 , 1 1 2 , 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市末広町 1 番地の 1 日本生命大津ビル 2 階 〔名 称〕 株式会社ジャパン・リリーフ関西滋賀支店
契約相手方の選 定 理 由	当該業務に関し、令和 6 年 2 月 1 6 日付けで一般競争入札を行い、落札した業者と同年 3 月 1 8 日付けで委託契約を締結した。その後、令和 6 年 4 月 1 日からの履行開始前に必要となる準備の調整を行ったが、送迎バスの安全な運行を行うための事項に関する十分な報告がなかったことから、令和 6 年 3 月 2 7 日付け大福や第 2 3 号にて業務体制を整えるよう催告を行った。しかしながら、報告内容が業務に係る契約の目的を達成することができない状態（履行不能の状態）であったことから、令和 6 年 3 月 2 9 日をもって契約を解除することとなった。 令和 6 年度の当施設の送迎バスの運行については、令和 6 年 4 月 2 日から開始されることから、至急契約相手先を決定しなければ、施設運営に支障をきたすこととなる。また、施設との協議を踏まえた送迎バスのダイヤ作成だけでなく、各バスの運転手には、作成したダイヤに基づく送迎ルートの試走、当施設の利用者の固有の特性や支援、車いすリフト操作について一定の教習を求めるなど、業務遂行に必要な研修を行わなければならない。3 月 2 9 日から運行開始までの期間のみで安全な運行業務遂行が可能な送迎ルートを作成し、運転手を安定的に確保することは困難であることから、令和 5 年度まで当該業務を委託している同社と随意契約を行う。

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
----------------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。